

市第 212 号議案

川崎市一般乗合旅客自動車運送事業路線 の横浜市への設置に関する協議について

1 議案の趣旨

川崎市が、小田急小田原線向ヶ丘遊園駅と東急田園都市線たまプラーザ駅を結ぶバス路線を、東急バス(株)と共同で新設するため、横浜市域にバス路線を乗り入れたい旨の協議の申し入れがありました。

川崎市が、その市域外に公の施設であるバス路線を設置する場合、関係する自治体(今回は横浜市)との協議が必要であり、協議には議会の議決が必要である旨が、地方自治法第 244 条の 3 により定められています。

そこで、当該バス路線を設置することに同意するため、協議に応じることについてお諮りします。

2 協議の概要

(1) 施設の名称

川崎市一般乗合旅客自動車運送事業路線

(2) 設置の目的

川崎市が、バス利用者の需要等を把握するために、社会実験による運行を実施します。社会実験において一定程度の利用者がいた場合は、本格運行する予定と聞いています。

(3) 設置の場所(裏面案内図参照)

青葉区美しが丘一丁目 1 番地先から同区美しが丘二丁目 10 番地先に至る間

3 今後の予定

議決をいただいた後、川崎市と協議書を取り交わし、本年夏頃から 6 か月間、社会実験が実施される予定となっています。

【案内図】

